

中村区介護保険事業者連絡会規約

第一章 総則

(名称及び所在地等)

- 第一条 本会は、中村区介護保険事業者連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。
- 2 連絡会の所在地は、会計の所属する事業所とする。
 - 3 連絡会の事務局は、事務局長の所属する事業所とする。

(目的)

- 第二条 連絡会は、要支援状態または要介護状態にある人、あるいはその状態となり得る人及びその家族に対して、その能力に応じ、自立した日常生活が継続できるよう支援するため、介護保険に係る事業を展開する事業者等が意見交換を通じ、相互の連帯等を深めるとともに、利用者の立場に立った高質なサービス提供が行われるよう、資質の向上ならびに一般市民への啓蒙を図ることなどを目的とする。

(活動内容)

- 第三条 連絡会は、前条に定める目的の実現に向けて、次の諸活動を行う。
- (1) 介護保険制度及びその他各種制度に係る情報の収集及び提供
 - (2) 事業所間の連携を深めるための情報交流及び連携の推進に関する活動
 - (3) 各関係団体及び行政機関との連携の強化、情報の共有のための活動
 - (4) ケアプラン作成技術の向上及び適切な介護サービス提供のための研修会の開催
 - (5) 高齢者が、その能力を活用・発展させ、生き生きと自立した人生を送れるようサポートしていく活動
 - (6) その他、連絡会の目的達成に必要な活動

(構成)

- 第四条 連絡会は、中村区をサービス提供地域としている介護保険サービス事業者等であり、連絡会の目的に賛同する事業者をもって構成する。

第二章 会員

(会員の資格)

- 第五条 連絡会の会員は以下の区分とする。
- (1) 正会員 : 中村区内に就業所を有する事業所(本部が中村区外の事業所を含む)
 - (2) 特別会員 : 連絡会を円滑に運営するために、連絡会からの要請を受諾した行政機関及び各関係団体

(入会)

第六条 連絡会に入会しようとする者は、事務局が定める指定の方法により申込み、**連絡会**の承認を得なければならない。

(会費)

第七条 会員は、次に定める会費を納めなければならない。

- (1) 会費は事業所ごとに年間4,000円とし、事務局もしくは指定口座に納めなければならない。但し、**第五条に定める**特別会員は無料とする。
- (2) 年度途中に入会する場合も前項の金額を納めなければならない。
- (3) 納入した会費は返還されないものとする。
- (4) 会員となった事業所は、当該事業所から前年度末までに退会の申し出がない限り自動的に会員資格を1年継続するものとする。

(退会)

第八条 連絡会から退会しようとする者は、事務局へ申し出ることで退会することができる。但し、年度途中であっても納会した会費は返還されないものとする。

(会員の責務)

第九条 会員は、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 連絡会の目的達成のための努力
- (2) 連絡会の円滑な**運営**への協力
- (3) 連絡会会員の地位向上のための努力
- (4) **会費**の納入

(会員の制裁)

第十条 会員は、次の各号に該当する場合は、除名処分とする。

- (1) 連絡会の会員であることを悪用し、他の者に不利益を生じさせた場合
- (2) 連絡会の活動を妨害し、会員に不利益を生じさせた場合
- (3) 連絡会への信頼を失墜させる行為があった場合
- (4) 正当な理由なく一年間会費を滞納し、督促にも応じない場合
- (5) その他著しい非行があった場合

(会計年度)

第十一条 会員の**資格**及び**会費**の**効果**は、毎年4月1日から翌年3月31日**まで**を単位とする。

第三章 役員

(役員)

第十二条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 渉外 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 1名
- (7) 幹事 複数名

- 2 会長に事故等があり不在の時は、副会長の中であらかじめ決められた順位で会長の業務を代行するものとする。また、副会長が不在の時は、事務局長が代行する。

(選任)

第十三条 前条の役員は、正会員の中から選出する。

- 2 会長は総会において会員の決議によって選任し、副会長以下の役員は会長が指名し、総会で承認を得るものとする。

(任期)

第十四条 役員は任期は2年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員等が生じ補充した場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第十五条 上記の役員で役員会を構成する。

- 2 役員会は、連絡会の運営に係る様々な事項について協議し、連絡会の運営を行う。
- 3 役員会は、役員過半数の出席をもって開催し、役員会の決議は、出席役員過半数でこれを決定する。

第四章 総会

(総会)

第十六条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(開催)

第十七条 総会の開催は正会員過半数の出席がなければ開催できない。但し、委任状をもって出席者に数えることができる。

- 2 定例総会は、毎年度5月に開催することとする。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、及び正会員の4分の1以上の署名により開催の目的事項を示し、請求があった場合に**会長**が招集し開催する。

(決議)

第十八条 総会の承認及び決議は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決定するところによる。

第五章 会員情報

(取扱い)

第十九条 会員の事業所名、所在地、**代表者名及び連絡先**は、本規約に基づく活動趣旨の範囲内で使用するものとし、その他の目的で使用する場合には、個別に**当該**会員の同意を得ることとする。

第六章 雑則

(補足)

第二十条 この規約に定めるもののほかに、連絡会の運営に必要な内容は、**役員会**により別に定める。

附則

この規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 2年10月 1日から施行する。

この規約は、令和 7年 4月 1日から施行する。